

## 資料 2

諮問 第 3 6 0 号  
環水大土発第1309061号  
平成 2 5 年 9 月 6 日

中央環境審議会会長  
武内和彦 殿

環境大臣  
石原伸晃



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

ビス (2-クロロ-1-メチルエチル) エーテル (別名DCIP)

2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)

3-クロロ-4-[(2*RS*, 4*RS*; 2*RS*, 4*SR*)-4-メチル-2-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)-1, 3-ジオキサラン-2-イル]フェニル=4-クロロフェニル=エーテル (別名ジフェノコナゾール)

(*Z*)-*N*-[ $\alpha$ -(シクロプロピルメトキシイミノ)-2, 3-ジフルオロ-6-(トリフルオロメチル)ベンジル]-2-フェニルアセトアミド (別名シフルフェナミド)

2, 3-ジクロロ-*N*-4-フルオロフェニルマレイミド (別名フルオルイミド)

(別紙2)

4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン (別名シプロジニル)

(RS)-2-メチル-1-ピリミジン-5-イル-1-(4-トリフルオロメトキシフェニル)プロパン-1-オール (別名フルルプリミドール)



中環審第733号  
平成25年9月6日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

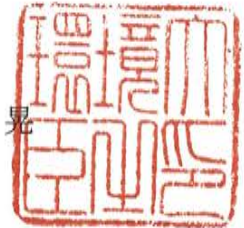
平成25年9月6日付け諮問第360号、環水大土発第1309061号をもって環境大臣より、  
当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規  
定に基づき、土壤農薬部会に付議する。



諮問第364号  
環水大土発第1310232号  
平成25年10月23日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
石原伸晃



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

オクタン酸 4-シアノ-2, 6-ジヨードフェニル (別名アイオキシニルオクタノエート又はアイオキシニル)

メチル=スルファニルイルカルバマートナトリウム塩 (別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム)

ビス (キノリン-8-オラト) 銅 (別名オキシニ銅又は有機銅)

S, S-ジ-sec-ブチル=O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)

[メチル (オキシ) {1- [6- (トリフルオロメチル) -3-ピリジル] エチル} - $\lambda^6$ -スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

O-エチル=O- (6-ニトロ-m-トリル) = sec-ブチルホスホロアミドチオアート (別名ブタミホス)

(2RS, 4RS; 2RS, 4SR) -1- [2- (2, 4-ジクロロフェニル) -4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル] -1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名プロピコナゾール)

(別紙2)

(*EZ*) - 1, 3 - ジクロロプロペン (別名 1, 3 - ジクロロプロペン又はD - D)

S - エチル = ペルヒドロアゼピン - 1 - カルボチオアート (別名モリネート)



中環審第739号  
平成25年10月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成25年10月23日付け諮問第364号、環水大土発第1310232号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。